

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

健康推進のまちづくりプロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

東松島市

3 地域再生計画の区域

東松島市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

全国的に高齢化が進む中、本市においても高齢者(65歳以上)の割合が大幅に増加(10.3%(昭和60年)→26.6%(平成28年))していることに加え、健康分野の観点からは、健康診断受診率(35.8%)は県平均(46.6%)を大きく下回っていることに加え、要介護認定率は上昇し(15.2%(平成22年)→18.3%(平成28年))、全国平均(17.9%(平成28年))や宮城県平均(18.1%(平成28年))を上回っているほか、各種リスク保有割合は県内で高い水準(メタボリック・シンドローム該当割合:第4位、血圧リスク保有割合:第7位、脂質リスク保有割合:第3位)となっている。健康診断受診率の低下や、健康面に関する各種リスク保有率・高齢化率の上昇により、重症化・要介護者数の増加に伴う医療・介護費用の増加など厳しい財政状況になることが見込まれている。

また、本市においては、「市民協働」の理念に基づき、市民の「心」を合わせ、まちづくりを進めてきた^(注1)が、震災により各地域内のコミュニティが分断されたことに加え、集団移転団地に多くの住民が転入したことから、地域コミュニティの再生・形成が急務となっている。健康推進の観点からも、市民センター等での介護予防事業(健康教室等)を行っているが、介護予防に望ましい回数の開催には至っておらず、市内高齢者に浸透していないという現状にある。

受診率低下が疾病発見の遅延につながり、結果的には重症化をもたらしていることに加え、地域コミュニティ衰退が高齢者の引きこもりにつながり、要介護化(筋力低下、認知症発症等)をもたらす、市民の健康寿命低下や、医療・介護費の増加(財政状況の悪化)に伴う行政サービスの低下による地域経済の縮小をもたらすという「負のスパイラル」を引き起こしている。

こうした現状を踏まえ、「東松島市第2次総合計画」及び「東松島市健康21計画（第2次）」においては、「市民一人ひとりが日々の健康づくりに積極的に取り組み、誰もがいきいきと元気に暮らし続ける」ことを「目指すまちの姿」と位置付けており、その解決策として、同計画や「東松島市人口ビジョン・総合戦略」において、全ての市民が地域の中で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の構築を進めることとされている。こうした方針を受け、本市においては、地域包括ケアシステムの構築を計画的に推進する観点から「東松島市医療福祉サービス復興再生ビジョン」を策定したところであり、同ビジョンにおいては、「健康増進」の観点から「健康づくり・介護予防の自主活動の推進」や「介護予防・重度化予防に対する専門的な支援の推進」等の取組を行うこととされている。

具体的な取組としては、「東松島市健康増進センター」において、「健康ポイント制度」^(注2)と連動した運動教室に加え、今後導入を予定しているアクティブヘルス推進事業^(注3)や、食育推進事業を実施することとしており、その実施場所としてトレーニングスペースやスタジオ等の活用を予定している。トレーニングスペース等の使用頻度の増加が見込まれる中、同施設においては、施設利用者を対象としたアンケート調査によると、館内の施設面に対する意見のうち「トレーニングスペースが不足している」といった意見が最も多く寄せられており、新たな取組の実施や利用者のニーズ等に対応するためには、トレーニングスペースの拡張が喫緊の課題となっている。また、子どもや高齢者向けの運動教室の拡充や食育推進事業等を実施することとしているが、その中心会場となるスタジオやクラブルームにおいては、断熱機能が施されていないことなどから子どもから高齢者まで安全に活用いただくためには、保温機能の向上等のための改修を行う必要がある。さらに、同施設の利用客は、供用開始増加傾向（平成24年度：11.1万人→平成27年度：12.7万人）にあることに加え、本市の運動や多世代交流の拠点であった奥松島運動公園等が東日本大震災により失われ、復旧には相当程度の期間を要することが見込まれているため、同施設が本市の運動ニーズ等を一手に引き受けることとなる。利用客数の更なる増加に対応する観点からも、トレーニングスペースの拡張等を実施する必要がある。

なお、「宿泊業・飲食サービス業」の全産業に占める割合は、震災前は全国平均や宮城県平均を上回っていたが、震災後はいずれも下回っている（全国平均：13.2%→13.0%、宮城県平均：12.0%→10.6%、本市：13.8%→9.1%（平成21年→平成24年））ほか、本市の観光入込客数は、震災の影響等により大幅に減少している（平成22年度：約110万人→平成27年：約40万人）。観光業の復興のためには、交流人口の回復・拡大と、本市宿泊施設・飲食店の再建・増加を通じた雇用の創出による好循環を生み出す必要がある。

（注1）本市では、各地域の課題を地域で解決していく取組を推進する観点から、生涯学習活動等の拠点であった公民館を、防災や福祉等の地域のまちづくりの総合拠点（市民・地区センター）としての転換を図った。従来の施設管理経費や文化事業運営にかかる予算を、指定管理によって地域組織へ分権する「行政資源の地域分権によるコミュニティビジネス創出」型の政策を「市民協働」事業と呼んでいる。

（注2）利用者の栄養摂取・消費運動をデータ分析し、結果をフィードバック。最適な運

動メニュー等の提供により、講習と運動による自己改善（健康体への改善）のノウハウの習得を図る。同事業は健康ポイント事業における実証事業として実施。被験者は、ウェアラブル端末と体組成計によって毎日の活動量と体重を記録。食事も、配付するアプリにより熱量計算が可能となることから、摂取と消費の関係を週単位で観察・蓄積することが可能となる。

(注3) 健康ポイント制度は、平成29年度のポイント制度構築事業と、平成30年度の導入実証事業により構成。平成29年度においては、健康維持活動への効果的なインセンティブ（付与したインセンティブによる地域振興を包含した）制度の構築と、アクティブヘルス推進事業による健康状態回復の実証を実施。平成30年度においては、平成29年度に構築した制度の導入を行い、栄養と運動とインセンティブの効果的配置による市民活動の醸成を図ることとしている。

4-2 地方創生として目指す将来像

本市においては、東日本大震災からの復興に向け、住宅や生活インフラの再建などハード面での復旧・復興は進んできたものの、地域コミュニティの再生・形成が急務となっているほか、健康診断受診率の低下や健康面に関するリスク保有率の上昇、要介護率の上昇など、市民の「心と体の復興」は道半ばとなっている。

これらの課題を解決するため、地域のまちづくりの拠点である市民センターや健康づくりの拠点である健康増進センターにおいて、子どもから高齢者まで市民一体となった健康づくり（健康・栄養・健康指導、有酸素運動、筋力維持・増加を目的としたトレーニング等）の推進により、市民の健康意識を向上させ、重症化予防・介護予防による健康寿命の延伸を図るとともに、「安全・安心なまち」として、誰もが健やかに生活できる地域コミュニティの構築を目指す。

また、ハード面の観点からは、健康増進センターを、運動教室の拡充に加え、新たに導入するアクティブヘルス推進事業や食育推進事業の実施など、運動・健康・体力づくりの総合的な活動拠点として再生するとともに、子ども・高齢者一体となった健康教室の開催など多世代交流の拠点としての役割を付加することにより、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが日々の健康づくりに積極的に取り組み、誰もがいきいきと元気に暮らし続けるまちづくりを推進する。

さらに、奥松島（日本三景松島の一角を形成）や縄文遺跡等の自然・歴史資源を活かした「体験型観光」や地元食材を活用したヘルシーメニューの民宿・飲食店等での提供を通じた「食」に、里地里山を活用した運動や地域コミュニティ主導による健康づくりをテーマとした「健康先進地視察」という新機軸を取り入れた「健康・体験型観光（視察）」の推進により、交流人口の拡大や雇用の創出による地域経済の活性化を目指す。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成 29 年度 増加分 (1 年目)	平成 30 年度 増加分 (2 年目)	平成 31 年度 増加分 (3 年目)
雇用創出数 (人)	0	1	3	0
後期生産年齢 (40 歳～64 歳) の死亡者数の減少数 (人)	0	2	2	0
内臓脂肪レベルの平均減少値 (ポイント)	0	2	2	2
市民センター等と連動した事業実施回数 (回)	60	5	5	0
施設利用者の増加数 (万人)	0	0.2	0.2	0.2

	平成 32 年度 増加分 (4 年目)	平成 33 年度 増加分 (5 年目)	K P I 増加分の 累計
雇用創出数 (人)	1	1	6
後期生産年齢 (40 歳～64 歳) の死亡者数の減少数 (人)	0	0	4
内臓脂肪レベルの平均減少値 (ポイント)	2	2	10
市民センター等と連動した事業実施回数 (回)	0	0	10
施設利用者の増加数 (万人)	0.2	0.2	1.0

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の構造的な課題の解決に向け、ソフト・ハード両面から、さまざまな年代の市民が健康の追求を継続できるような予防サービスの提供体制・制度の構築を行う。

ソフト面の取組としては、市民の健康意識向上の観点から、「個人の健康追求＝地域社会活性化の利他的行動」という価値の一般化を目的とした広報を実施するほか、上記価値の定着や継続的な健康推進・介護予防の観点から「東松島市健康ポイント制度」を構築し、導入する。また、同制度に連動した目標達成型のアクティブヘルス推進事業を実施するとともに、当該事業のコミュニティビジネス化に向けた検討を進める。

ハード面の取組としては、健康増進センターにおいて、新たに導入するアクティブヘルス推進事業等の円滑な実施や、利用者数の増加やニーズに対応する観点から、既存のトレーニングスペースを拡張するとともに、子ども・高齢者向けの運動教室、食育推進事業等を実施する観点から、スタジオ・クラブルームの改修のほか、附帯する設備の更新等を実施する。

こうした取組により、市民の健康意識を向上させ、子どもから高齢者まで市民一体となった健康づくりを推進し、重症化予防・介護予防による健康寿命の延伸を図るとともに、「安全・安心なまち」として、誰もが健やかに生活できる地域コミュニティの構築を目指す。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

東松島市

② 事業の名称及び内容：健康推進のまちづくりプロジェクト

③ 事業の内容

本市の構造的な課題の解決に向け、健康診断の受診率を向上させ、健康意識を高めるとともに、さまざまな年代の市民が健康の追求を継続できるような予防サービスの提供体制・制度の構築を行う。

具体的には、市民の健康意識向上の観点から、「個人の健康追求＝地域社会活性化の利他的行動」という価値の一般化を目的とした広報を実施するほか、上記価値の定着や継続的な健康推進・介護予防の観点から「東松島市健康ポイント制度」を構築し、導入する。また、同制度に連動した目標達成型のアクティブヘルス推進事業を実施するとともに、当該事業のコミュニティビジネス化に向けた検討を進める。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

アクティブヘルス推進事業（健康・栄養・運動指導等）については、「東松島市健康ポイント制度策定委員会」等の有識者（医師、学識経験者等）や、国立国際医療研究センターからの提言やノウハウを活かし、コミュニティビジネス化を実現し、健康増進センターを拠点としつつ、各市民センターへの展開を図り、健康づくりを通じた誰もが健やかに生活できる地域コミュニティを構築する。

また、健康ポイント制度の運用に当たっては、健康ポイントアプリの更新経費が生じるが、同アプリ利用料等により財源を確保する。

【官民協働】

本市においては、新たに設置する「東松島市健康ポイント制度策定委員会」や「地域ケア会議」の橋渡し役として、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療・福祉サービス事業者、学識経験者など関係機関との連絡調整や情報共有を実施するほか、各機関においては、高齢者や生活習慣病予備群等に対し、適切な医療・介護サービスを提供する。

国立国際医療研究センターにおいては、健康増進等のノウハウを活かした助言を行うほか、事業推進主体においては、アクティブヘルス推進事業（健康・栄養・運動指導等）の本市等との共同実施により、市民の健康増進を図るとともに、当該事業のコミュニティビジネス化により雇用の創出を図る。

地域金融機関においては、医療・介護・ヘルスケア事業を新たに立ち上げる団体に対し、経営基礎（経営、財務、人材育成、販路開拓）を習得する研修会の開催や事業計画の策定支援、事業立ち上げ後の経営相談（伴走支援）等により、創業を通じた雇用の創出を図るほか、健康ポイント制度と連動した融資商品の展開により、同制度の利用促進を図る。

【政策間連携】

本事業により、健康意識の醸成や雇用の創出を図るとともに、累次の地方創生交付金を活用した「健康観光推進事業」、「移転元地等を活用した貸農園事業」に加え、本市独自の取組となる「レンタサイクル事業」「森の学校プログラム」等との連携により、「健康」と「自然・歴史文化・農・食」とのつながりを強め、健康寿命の延伸に加え、交流人口の拡大や雇用の創出を通じた地域経済活性化、移住定住の促進等を図る。

【地域間連携】

保健行政面からサービス体制を構築している石巻市、女川町と連携し、圏域として健康増進策を推進。また、復興支援をいただいた自治体の住民等を対象としたモニターツアー（視察）の実施により、交流人口の拡大を図るとともに、相互交流による観

光物産振興を図る。

【その他の先導性】

特になし

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	事業開始前 (現時点)	平成 29 年度 増加分 (1 年目)	平成 30 年度 増加分 (2 年目)	K P I 増加分 の累計
雇用創出数 (人)	0	1	2	3
後期生産年齢 (40 歳～64 歳) の死亡 者数の減少数 (人)	0	2	2	4
市民センター等と 連動した事業実施 回数 (回)	60	5	5	10

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

「東松島市復興まちづくり計画市民委員会」（「東松島市人口ビジョン・総合戦略」を策定）へ報告し、効果を検証する。

【外部組織の参画者】

産（商工会、JA等）、官（本市）、学（東北大学、石巻専修大学）、金（日本政策投資銀行、七十七銀行、石巻信用金庫等）、言（石巻日日新聞）、地域住民代表

【検証結果の公表の方法】

本市公式WEBサイト上で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費：13,480千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（2ヵ年度）

⑨ その他の必要な事項

特になし

(2) 地方創生拠点整備交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

東松島市

② 事業の名称：「健康推進のまち」拠点づくりプロジェクト

③ 事業の内容

健康増進センターにおいて、新たに導入するアクティブヘルス推進事業等の円滑な実施や、利用者数の増加やニーズに対応する観点から、既存のトレーニングスペースを拡張するとともに、子ども・高齢者向けの運動教室、食育推進事業等を実施する観点から、スタジオ・クラブルームへ断熱機能を追加し、保温面・衛生面の向上を図る。本施設整備により、同施設を、本市の運動・健康・体力づくりの総合的な活動拠点として再生し、市民の健康意識の醸成、健康寿命の延伸を図るとともに、「健康観光」をテーマとした新たな観光軸の形成を通じた、交流人口の拡大や雇用の創出による地域経済の活性化を目指す。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

新たに実施するアクティブヘルス推進事業や食育推進事業の実施（実施開始予定：平成 29 年 9 月）に加え、今後導入を予定している「健康ポイント制度」と連動した健康教室等の開催（実施開始予定：平成 30 年 4 月）により、利用者数の増加（年間約 2,000 人）を見込んでおり、本事業により新たに生じる経費（各種事業の実施に伴う人件費等（年間約 5,000 千円））については、同施設の利用（入場）料（年間約 +1,500 千円（年間約 2,000 人の利用者の増加を想定））及びアクティブヘルス推進事業等への参加料収入（約 +3,600 千円（年間約 120 人の参加を想定））の増加により賄い、事業としての自走を図る。

【官民協働】

健康増進センターの指定管理者においては、健康づくりの取組として、運動教室や運動指導、新たに導入するアクティブヘルス推進事業等を行うこととなるが、事業として自走するためには、これらのニーズの増加に資する取組を進める必要がある。行政においては、指定管理者と連携した取組の周知・啓発を実施するほか、健康づくりのインセンティブ付けの観点から「東松島市健康ポイント制度」の導入に向けた検討を進める。加えて、地域包括ケアシステム推進の観点から設置される「地域ケア会議」において、医療福祉関係機関（地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、

医療福祉サービス事業者等)との情報共有や、地域住民による主体的な集まり(サロン等)への支援など、健康づくりの浸透に向けた側面的な推進も実施する。

【政策間連携】

現在、地方創生加速化交付金等を活用し、「健康」「食」「観光」をテーマとしたプログラム(健康観光)について検討を進めており、「健康」については、本市の里地里山(大高森(山頂では、松島四大観の一つ「壯観」を展望)、復興の森(本市集団移転団地の背後地に整備)等)を活用した運動(登山、散策、森林浴等)の提供、「食」については、地元食材(牡蠣、のり、野菜(ほうれんそう、トマト、キュウリ、ネギ等))を活用したヘルシーメニューの市内民宿・飲食店等での提供、「観光」については体験型観光(漁業体験、縄文人体験、嵯峨溪(日本三大溪の一つ)遊覧体験等)の提供を想定している。当該プログラムの「健康」部分を強化する観点から、本施設整備により拡張したトレーニングスペースにおいては、市民のほか生活習慣病予備群の市外住民等をターゲットとしたアクティブヘルス推進事業の実施に加え、機能強化したスタジオ等においては、市外のアクティブシニア等をターゲットとした健康教室等を開催する。また、上記の各種事業に加え、同施設は市内唯一の温泉(アルカリ性単純温泉、低張性アルカリ性低温泉)を有しており、運動・温泉療法の一体的な提供が可能という利点について、ホームページやSNS等を通じ発信する。こうした取組を通じて、市外訪問客の利用促進や健康増進を図るとともに、交流人口の拡大や雇用の創出による地域経済の活性化を目指す。

⑤ 重要業績評価指標(KPI)及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
内臓脂肪レベル の平均減少値(ポイント)	0	2	2	2
雇用創出数(人)	0	0	1	0
施設利用者の増 加数(万人)	0	0.2	0.2	0.2

	平成 32 年度 増加分 (4 年目)	平成 33 年度 増加分 (5 年目)	K P I 増加分の 累計
内臓脂肪レベル の平均減少値 (ポ イント)	2	2	10
雇用創出数 (人)	1	1	3
施設利用者の増 加数 (万人)	0.2	0.2	1.0

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

「東松島市復興まちづくり計画市民委員会」（「東松島市人口ビジョン・総合戦略」を策定）へ報告し、効果を検証する。

【外部組織の参画者】

産（商工会、J A 等）、官（本市）、学（東北大学、石巻専修大学）、金（日本政策投資銀行、七十七銀行、石巻信用金庫等）、言（石巻日日新聞）、地域住民代表

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 33,750 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成 34 年 3 月 31 日（5 ヶ年度）

5-3 その他事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 健康診査事業

事業概要：健康診査の受診機械を提供し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけ重症化を予防する。

実施主体：東松島市

事業期間：平成 29 年度～平成 33 年度

(2) 健康増進センター運営事業

事業概要：健康増進センター施設の管理運営を指定管理者に委託し、適正かつ円滑な管理運営を図るとともに、健康増進・福祉の一層の推進を図る。

実施主体：東松島市、指定管理者

事業期間：平成 29 年度～平成 33 年度

(3) 栄養改善事業

事業概要：「東松島市健康 21 計画」「東松島市食育推進計画」に基づき、適切な栄養摂取と望ましい食習慣等食を通じた生活習慣病発症と重症化予防を図る。

実施主体：東松島市

事業期間：平成 29 年度～平成 33 年度

(4) 協働のまちづくり推進事業

事業概要：市民協働によるまちづくりを推進するため、地域自治組織や地域活動団体及び市民が安心して活動ができるように財政的支援及び意識啓発を行う。

実施主体：東松島市

事業期間：平成 29 年度～平成 33 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 34 年 3 月 31 日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

【検証方法】

事業の K P I について、実績値を公表する。また、「東松島市復興まちづくり計画市民委員会」（「東松島市人口ビジョン・総合戦略」を策定）により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

【外部組織の参画者】

産（商工会、J A 等）、官（本市）、学（東北大学、石巻専修大学）、金（日本政策投資銀行、七十七銀行、石巻信用金庫等）、言（石巻日日新聞）、地域住民代表

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	事業開始前 (現時点)	平成 29 年度 増加分 (1 年目)	平成 30 年度 増加分 (2 年目)	平成 31 年度 増加分 (3 年目)
雇用創出数 (人)	0	1	3	0
後期生産年齢 (40 歳～64 歳) の死亡者数の減少数 (人)	0	2	2	0
内臓脂肪レベルの平均減少値 (ポイント)	0	2	2	2
市民センター等と連動した事業実施回数 (回)	60	5	5	0
施設利用者の増加数 (万人)	0	0.2	0.2	0.2

	平成 32 年度 増加分 (4 年目)	平成 33 年度 増加分 (5 年目)	K P I 増加分の 累計
雇用創出数 (人)	1	1	6
後期生産年齢 (40 歳～64 歳) の死亡者数の減少数 (人)	0	0	4
内臓脂肪レベルの平均減少値 (ポイント)	2	2	10
市民センター等と連動した事業実施回数 (回)	0	0	10
施設利用者の増加数 (万人)	0.2	0.2	1.0

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の方法

毎年度、本市公式WEBサイト上で公表する。